

第2回和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成16年5月25日(火)午前10時から12時まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所第一会議室

第3 出席者

(委員)

大谷正治, 岡本浩, 笠野喜久雄, 清原雅代, 坂口慶直, 豊田泰史,
中 弘, 中谷つた, 前田淳子,
樋口裕晃, 樋田毅, 三吉修, 山本修三

(五十音順, 敬称略)

(事務担当者)

井上博雄, 甲藤雅世, 井野口攝

(庶務)

藤田康夫, 小切俊昭

第4 議題

- 1 意見交換
- 2 次回の予定等

第5 議事〔発言者/ : 委員長, : 1号委員(学識経験者), : 2号委員 (弁護士), : 3号委員(検察官), : 4号委員(裁判 官), : 事務担当者又は庶務〕

- 1 開会
- 2 議事

- ・ 前回, 委員から提出された裁判所の駐車場について, 井上博雄事務局長から回答がなされた。

- ・ 協議テーマの選定

裁判所からの諮問事項「裁判所をさらに利用しやすくするためにはどうすればよいか。」を協議テーマとする。

- ・ 井上博雄事務局長から、裁判所を利用しやすくするための取組について説明がなされた。

3 意見交換

素人にとっての裁判所のイメージは、やはりマイナスのイメージになると思う。裁判所には各種リーフレットを置いているとのことだが、ただ置いておくだけではなく、来庁者に手続きなどを説明するアドバイザーのような人を置くことはどうか。アドバイザーが、来庁者に対して、具体的に、この場合は弁護士事務所へ行った方が良いとか、この場合には自分で手続きできますよ、というような説明をするシステムであれば、何かあった場合には、まず裁判所へ行こうとなるのではないか。

裁判所というと一般的には、刑事事件のイメージが強いと思われるが、民事事件や家事事件に対するイメージはどうか。

今のところは、あまり身近な問題ではないと感じる。

現在、調停委員をしているが、初めて裁判所に来たときは、プレッシャーがあった。裁判所の建物自体が威圧的に感じた。

一般の方が裁判所に来る時には、やはりそういう気持ちではないか。

職員は、以前より優しい対応になったと思う。

知人から、「裁判所は冷たいところだ。」と聞いたことがあるが、先ほどのアドバイザーのような人がいたら裁判所に対するイメージも変わってくるのではないか。

知らないところへ行く怖さもあると思うので、もっと裁判所を理解してもらおうよう、裁判所見学会などを催して裁判所に足を運んでもらう機会を作るのがよい。

裁判所は、一生、来なくても済むところである。裁判所は、何か問題が生じないと来ることがないので、親近感がない。

以前、ある裁判所へ取材に行った時、構内でカメラのシャッターを押した途端に職員に注意され、支局にも抗議がされたことがあった。人権擁護の必要性は理解できるが、取材に対する細かい規制が多く、また、それらの規制に基づいた職員の厳格な対応が、裁判所に対して威圧的に感じる原因ではないか。

10年ほど前に初めて裁判所に来たことがあるが、行政機関では事務室が国民に対してオープンになっており、事務室内で対応しているのに対し、裁判所では当事者が受付窓越しに、部屋の外と内での対応となっていた。本日見た限りでは、やはり変わっていないように思う。国民のためのサービス機関でありながら閉ざされた印象を受けた。先ほどから話にのぼっているアドバイザーの設置には賛成である。

例えば、行政機関の各種相談窓口を訪れた相談者を裁判所へ誘導しても、きちんと対応されたかどうかが分からない。行政機関では相談者をたらい回しにしないよう、部署間の連携をとるようになっているが、司法機関とは連携がないのできちんと対応されたか確認できない。今後、情報交換できるような仕組みが必要ではないか。

裁判所の性質上、対立する当事者のいずれの一方にも味方することができないという制約から具体的な相談の中身にまで踏み込んだ対応はとれない。弁護士さんなどによる法律相談とは違い、裁判所の相談は手続き教示等が限界かと思われ、行政相談等との調整が難しい面がある。

「利用しやすい裁判所」というのは、誰にとって利用しやすいのかということも考えていかなければならない。

裁判所が扱っているのは「紛争解決」であるので、一方にとって利用し

やすいということは、もう一方にとってはやっかいということがある。

市民相談センターでは訴状の書き方等，具体的な申立手続きに関する相談も多い。手続きが難しいのであれば，もっと簡略化するなどの工夫も必要ではないか。

民事事件の場合，対立当事者がいるため，相談者に寄り添ったスタンスで相談することはできず，アドバイザーについても同様の意味合いがあるのではないか。

例えば，現在，裁判所では破産の申し立てをしたいという人には，詳細な申立書式を配布しているが，裁判所がこのようなサービスをすることで弁護士や司法書士との職域に関する問題も生じてくるおそれもある。

職員の対応や施設の整備も重要であるが，裁判所本来のイメージを改めてもらう必要があるのではないか。

そのためには例えば，裁判官が国民と一般的な話をする機会があってもよいし，そういうことが有効なのではないか。これは，決して裁判所の権威を落とすものではない。裁判官の素顔を国民に見せる場を作ればイメージを変えられるのではないかと思う。

一般的なイメージとしては，国民は裁判官を自分たちとは階層が違ふと感じており，戦前の権威ある裁判所のイメージを引きずっているのではないかと思う。

司法書士の立場からは，民事紛争を例にとると，裁判所を利用する人にとっては，裁判所が判断するに際し，自分の考える基準と裁判所の考える基準が同じなのかという不安があると思う。具体的には，訴状等の書面に要件事実以外のいわゆる事情を書くのはプロフェッショナル的でないが，一般の人には理解しにくいことから，本人と裁判所で解決の基準が違ふと感じているようであることを報告しておく。

要件事実の問題については難しいものがあり，当事者が重要だと思

っていることが、法律上は土俵に乗らないということもある。

裁判所が遠い存在か近い存在かという話になると、市民から見た場合やはり遠い存在である。

先日、弁護士会でドイツの裁判官の様子を写したビデオを見たが、そこには自転車で通勤し、市民にとけ込み市民と接する裁判官の姿があった。

今日、配ってもらった「司法の窓」も良くできてはいるが、これに掲載されている裁判官の姿もまた、国連で活躍するなど一般市民から遠く離れたエリートの姿である。

裁判所に意見を言っても、その答えは、常に自分のところが正しいという姿勢であったり言い訳であったりする。

裁判所の駐車場の件にしても、「常時管理する職員を配置することは近々の財政事情から職員の増員がかなわず難しい。」と良くできた回答であるが、民間なら先ほどのような回答はしない。現に裁判所のお客である利用者が出頭した場合に駐車場がなく困っている人がいれば、駐車場の確保は営業上の最優先事項であり、職員の手が足りないなどの弁明はしない。職員の手が足りないという前に職員をやりくりして解決する姿勢が必要である。できないことの説明や言い訳を考えるのではなく、どうしたら解決できるのかという発想の転換が大事である。

アメリカでも裁判をテーマにしたテレビ番組があるが、裁判官は分かりやすい言葉で議論しており、裁判官も身近で引き込まれる感じがする。

アメリカでは陪審制度もあり裁判所が市民に身近なこともある。日本の裁判所がイメージとして身近な存在になるためには陪審制度などを取り入れ、市民が裁判に参加できる仕組みが重要ではないか。

私がドイツに留学していたとき、ホームステイを引き受けた生徒の父

親は裁判官であったが、大変フランクであり、ドイツでは裁判官はエリートというより一般市民の中のひとつの職業という感じがした。

果たして裁判所は、国民に利用してもらいたいと思っているのか。例えば、大学では60年代の頃は、学生を教育する気はあまりなく、研究の合間に教えていたという状況であったと思うが、近年改められている。

私が和歌山大学に来た80年代でも、大学には衛視が立っており敬礼で迎えられた。大学紛争までは「大学に入れてやる」という意識であったが、その後、我々は「大学で学んで欲しい」という意識で色々考え、学生に都合の良いようにと考えている。裁判所はどうかというと、社会の意識が変化しているのに、今なお裁判所の意識は旧態依然ということで、そこが国民から近寄りがたいというイメージを持たれるのではないかと思う。

相談にしても、立場上限界があるとしても、「我々は国民が裁判する手助けをするんだ。どうぞ利用してください」という意識があるか疑問だ。

訴状の書き方にしても、一般的な話はできると思う。

裁判は多数決で勝ち負けが決まるのではなく正しい者が勝つものでなければならず、かつて、「一審で負けても最高裁がある」と言われたが、今は「最高裁があるからだめだ」という思いがある。

国民に信頼される裁判所を築くのが真のサービスであると考えている。

裁判所は法の下で権力を行使する機関であるので、どうしてもネガティブなイメージを持たれやすい。民事裁判を例に取って考えると、主張立証責任の問題もありどうしても受け身にならざるを得ない。裁判官としては正義の実現という観点から、一部の例外を除くと、一方に肩入れするようなことは難しい。

国民に信頼される裁判所を築くことが一番であると思う。小学生や中

学生などを含め、国民に裁判所の役割というものを理解してもらえないと司法予算ももらえない。

裁判では民事刑事とも独特の用語がある。法廷内では格調高く正確ではあるが、それを記事にすると権威的でなじみにくいものになってしまう。意識すると不正確なものとなったりするので、できるだけ分かりやすい言葉を使ってもらいたい。

従来と比べると分かりやすくなっていると思うが、判決文を書くこととそれを報道することは目的が違う。裁判所の作った判決の内容を分かりやすく報道してもらおうことも考えていただきたい。

裁判員制度との絡みもあり、今のままの言葉ではうまくいかないこともでてくるかも知れない。

裁判官は判決に心血を注ぐので誤解を招かないようにと今まで馴染んできた言葉になったりすることがある。

今後十分考えていかなければならない問題だと思う。

少額訴訟制度などは国民に利用しやすいものであるが、将来的には、土曜、日曜、夜間などの対応も検討すべきであるとする。

司法制度改革に関連して、矢継ぎ早に法案が成立しているが、その中身は分かりにくいと感じている。国民に対して、もっと積極的にアピールすることが必要ではないか。市民に対し講座のような形で話をするとか、夏休みに親子で裁判所見学ができるような機会を設けるとか、そういった積極的な姿勢が重要だと思う。そういう取組を通じて、国民がどういうことに関心を持っているのかなどの情報収集もできる。

裁判所も広報活動により一層積極的に取り組んでいきたい。

裁判所を身近なものにするには広報が大きな柱になると思う。

小さいときから裁判所に慣れ親しんでいないということも裁判所を身近に感じない原因のひとつと感ずるので、教育のなかに裁判所を盛り

込むことも今後は重要なことと思う。

検察庁は捜査上の秘密もあり全てがオープンではないが、交通事件に関して各地検に相談員を2, 3人置いている。このような窓口を設けることは実情によって違いはあるが行政との連携についても役立っている。

裁判所も制度的に設けられれば良いのかと思うが、あくまで中立にジャッジする場であるので検察庁や弁護士会とは違う。やはり広報活動に力を入れるのが良いのではないかなと思う。

十分な人的物的予算が司法に回ってきていないことが大きな問題である。

理想はあっても、それに対する人と金の裏付けがなければなかなかうまくいかず、自助努力でやっていくしかない。

例えばドイツでは仮に行政裁判所に訴えたのが間違いであったとしても裁判所の方で移送するが、日本では間違った形式だと門前払いになり、終わってしまう。国民の裁判を受ける権利の実効性の観点から、裁判所で移送するなどできる制度を作ることも念頭に置いてやっていただきたいと思う。

インターネットによる広報活動の工夫もできるのではないかな。

和歌山地裁のホームページを見るために「和歌山地方裁判所」で検索したがうまく見られず、国の機関、司法機関、裁判所と開き、やっと和歌山地裁のホームページを見ることができた。中身については、地裁委員会の議事録を載せているのはいいなと思ったが、例えばどんなパンフレットを置いているとかその中身を見ることができるようになると、裁判所が提供したい情報ではなく市民が欲しい情報を載せるのがよいのではないかなと感じた。

4 次回の予定等

次回までに希望者に庁舎，執務室の状況等の見学会を実施する。

次回は平成16年9月29日（水）午前10時に開催する。

協議テーマは本日の続きとする。

5 閉会（12：00）